

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年8月25日(火) 午前9時00分から
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 3F 第3委員会室

3. 出席委員 (19人)

会長	1 番	鎌田 秀久	君
委員	2 番	牧 潤三	君
	3 番	田中 武浩	君
	4 番	渡邊 みな子	君
	5 番	白川 満秀	君
	6 番	岩川 原造	君
	7 番	大角 利夫	君
	8 番	安藤 清浩	君
	9 番	日高 清明	君
	10 番	笹原 綾乃	君
	12 番	牧 優作郎	君
	13 番	岩川 孝行	君
	14 番	亀割 義一	君
	15 番	備 邦雄	君
	16 番	平田 耕作	君
	17 番	西橋 豊啓	君
	18 番	神宮司 守昭	君
	19 番	中島 則雄	君
	20 番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (0人) 欠席者

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

- 第2 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について
議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 23 号 農用地利用集積計画について
議案第 24 号 農用地利用配分計画について
議案第 25 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について
議案第 26 号 「有害鳥獣対策関連事業支援のための補助金等に関する建議」書の提出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	鎌田 勝嘉
係長	川東 卓磨
主事	日高 啓太
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局（鎌田 勝嘉君）

皆さんおはようございます。

ただ今より平成 27 年度第 5 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は 14 番委員の亀割義一委員にお願い致します。

憲章朗唱（14 番委員）

お座り下さい。

会長あいさつ。

会長（鎌田 秀久君）

皆さんおはようございます。

心配されました台風 15 号も、直撃を免れほっとしているところでございます。皆さんの地域での被害の状況はいかがだったでしょう。

8 月 1 日には皆さんのご協力をいただきまして、遊休地の解消作業もすることができました。

台風明けには耕耘も終わり、仮設住宅の皆さんに引き渡しができるのではないかと考えているところでございます。

本日は中間管理事業関係の案件が多数でしておりますので、皆さんの知識も深めていただいて振興に努めていただけたらと思います。

それでは本日の会議録署名委員を 8 番委員、9 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について事務局の説明をお願いします。

事務局（鎌田 勝嘉君）

報告第 4 号。農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、次のとおり合意解約の通知があったので報告いたします。

整理番号 5 番。権利の種類：使用貸借権。契約内容：経営基盤法。貸借人：借人 [] さん（ [] 歳）、貸人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、他 2 筆。地目：畑。3 筆の合計面積： [] m²。貸借期間：平成 24 年 8 月 1 日から平成 34 年 7 月 31 日までの 10 年間。解約の理由：合意解約。貸借の解約の申し入れをした日・貸借の合意解約の合意が成立した日・貸借の合意による解約をする日：平成 27 年 8 月 3 日。土地の引き渡し時期：平成 27 年 8 月 31 日です。

整理番号 6 番。権利の種類：貸貸借権。契約内容：経営基盤法。貸借人：借人 [] さん（ [] 歳）、貸人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []。地目：田。面積： [] m²。貸借期間：平成 25 年 1 月 1 日から平成 34 年 12 月 31 日までの 10 年間。解約の理由：合意解約。貸借の解約の申し入れをした日・貸借の合意解約の合意が成立した日・貸借の合意による解約をする日：平成 27 年 8 月 3 日。土地の引き渡し時期：平成 27 年 8 月 31 日です。

整理番号 7 番。権利の種類：貸貸借権。契約内容：経営基盤法。貸借人：借人 [] さん（ [] 歳）、貸人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： [] と []。地目：田。2 筆の合計面積： [] m²。貸借期間：平成 24 年 6 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日までの 4 年間。解約の理由：合意解約。貸借の解約の申し入れをした日・貸借の合意解約の合意が成立した日・貸借の合意による

事務局（鎌田 勝嘉君）

解約をする日：平成 27 年 8 月 1 日。土地の引き渡し時期：平成 27 年 8 月 31 日です。

整理番号 8 番。権利の種類：使用貸借権。契約内容：経営基盤法。貸借人：借人 ■■■ さん（■■ 歳）、貸人 ■■■ さん（■■ 歳）。土地の所在：■■■ と ■■■。地目：畑。2 筆の合計面積：■■■ m²。貸借期間：平成 20 年 6 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日までの 4 年間。解約の理由：合意解約。貸借の解約の申し入れをした日・貸借の合意解約の合意が成立した日・貸借の合意による解約をする日：平成 27 年 8 月 14 日。土地の引き渡し時期：平成 27 年 8 月 31 日です。

整理番号 9 番。権利の種類：貸貸借権。契約内容：経営基盤法。貸借人：借人 ■■■ さん（■■ 歳）、貸人 ■■■ さん（■■ 歳）。土地の所在：■■■。地目：田。面積：■■■ m²。貸借期間：平成 20 年 6 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日までの 10 年間。解約の理由：合意解約。貸借の解約の申し入れをした日・貸借の合意解約の合意が成立した日・貸借の合意による解約をする日：平成 27 年 8 月 14 日。土地の引き渡し時期：平成 27 年 8 月 31 日です。

整理番号 10 番。権利の種類：貸貸借権。契約内容：経営基盤法。貸借人：借人 ■■■ さん（■■ 歳）、貸人 ■■■ さん（■■ 歳）。土地の所在：■■■、他 5 筆。地目：田。6 筆の合計面積：■■■ m²。貸借期間：平成 20 年 9 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日までの 10 年間。解約の理由：合意解約。貸借の解約の申し入れをした日・貸借の合意解約の合意が成立した日・貸借の合意による解約をする日：平成 27 年 8 月 7 日。土地の引き渡し時期：平成 27 年 8 月 31 日です。

整理番号 11 番。権利の種類：使用貸借権。契約内容：経営基盤法。貸借人：借人 ■■■ さん（■■ 歳）、貸人 ■■■ さん（■■ 歳）。土地の所在：■■■、他 5 筆。地目：畑。6 筆の合計面積：■■■ m²。貸借期間：平成 21 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 31 日までの 10 年間。解約の理由：合意解約。貸借の解約の申し入れをした日・貸借の合意解約の合意が成立した日・貸借の合意による解約をする日：平成 27 年 8 月 7 日。土地の引き渡し時期：平成 27 年 8 月 31 日です。

中間管理事業によるのせかえのためでございます。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

ただ今事務局から説明をしていただきましたが、報告案件でございます、全てが中間管理事業へののせかえ。ということです。

この事業は既存の契約地をのせかえるのは可能であるということで、地域で一定割合以上この事業にのせると、地域にも恩恵があります。という内容になっている関係で、このように作業しているところです。

皆さん方から、わかりにくい点等ご質問ございますか。

（「ありません。」の声あり）

特になければ、このようにご周知をお願いいたします。

続きまして議案第 21 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局（鎌田 勝嘉君）

議案第 21 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

事務局（鎌田 勝嘉君）

整理番号 20 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 [] さん（ [] 歳）。譲渡人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、他 6 筆。地目：3 筆が畑で 4 筆が田。7 筆の合計面積： [] m²。農用地区域内です。利用状況：畑と田。営農計画及び耕作期間：サトイモ・バレイショ・甘藷が 1 月から 12 月。事由：経営移譲。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、経営面積：所有面積が [] m²。申請人の経験年数：10 年。農機具等の保有状況：耕運機・1、草刈機・1、チェーンソー・1 です。地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

申請人は親子関係であります。今回の申請は母から子に経営移譲するためのものです。

以上により農地法第 3 条第 2 項第 2 号に該当しないためすべての許可要件を満たしていると考えます。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 20 番について、担当委員からご意見をお願いいたします。

15 番（備 邦雄君）

親子間の贈与です。高齢の母が元気なうちにということです。農業についてもだいぶ経験がございますので、問題ないと思います。

会長（鎌田 秀久君）

皆さん方からご質問・ご意見、いかがでしょう。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 20 番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 20 番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 21 番・22 番は関連がございますので、一括で説明をお願いします。

事務局（鎌田 勝嘉君）

整理番号 21 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [] さん（ [] 歳）、譲渡人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、畑、 [] m²。農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：野菜と果樹が 1 月から 12 月。事由：規模拡大。権利の移転を受ける者の状況：経営面積：所有面積が [] m²、申請人の経験年数：10 年、夫・10 年。農機具等の保有状況：耕運機・1、刈払機・1、動噴機・1、軽トラック・1。今後の導入予定として刈払機・1 です。

周辺地域との関係：『支障等は特にはないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等に全面的に協力いたします。』ということです。

整理番号 22 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [] さん（ [] 歳）、譲渡人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、 []。地目：畑。2 筆の合計面積： [] m²。1 筆が農用地区域内です。利用状況：畑。以下は整理番号 21 番と同じですので省略いたします。

譲受人は申請地を取得したのち野菜と果樹を栽培したいということです。経験年数も 10 年ありますし、農機具等の保有状況も問題ないと思います。

農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 21 番・22 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

16 番（平田 耕作君）

旦那さんは 60 歳までサラリーマンをされておりましたが、奥さんの実家である■■■■に帰ってこられて同居しておられます。

21 ページに航空写真がありますが、■■■■と■■■■に挟まれた果樹園は、親が作っていたところを引き継いで 10 年くらい管理しております。

■■■■は親戚なんです、旦那さんがなくなって管理が大変だから買ってほしいということで、タンカンを植えております。

■■■■は原野化しておりましたが、開墾いたしまして時計草の植え付けがおわっております。

■■■■は現在原野化した状態ですが、申請人は少しずつ開墾していくという話でした。

譲渡人は現在■■■■に住んでおまして、屋久島に帰ってくる予定はないということです、まとめて購入することになったようです。

荒れていく一方でしたので、耕作されることは良いことだと思いますので、問題ないと思います。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 21 番・22 番について皆さん方からご質問ございますか。（「ありません。」の声あり）

ご意見なしの声でございますが、整理番号 21 番・22 番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 21 番・22 番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 23 番の説明をお願いします。

事務局（鎌田 勝嘉君）

整理番号 23 番。権利の種類：貸借権。契約内容：賃貸借権設定。申請人：借人■■■■さん（■■■■歳）、貸人■■■■さん（■■■■歳）。土地の所在：■■■■、畑、■■■■m²。

農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：野菜・たんかん・マンゴーが 1 月から 12 月。事由：規模拡大。権利の設定を受ける者の状況：経営面積（所有面積）が■■■■m²。経験年数：申請人・15 年。農機具等の保有状況：刈払機・1、動噴・1、耕運機・1 です。

周辺地域との関係：『支障等は特にはないと思います。』という事です。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』という事です。

貸借期間は平成 27 年 9 月 1 日から平成 32 年 8 月 31 日までの 5 年間です。

譲受人は経験年数・経営面積・農機具の保有状況・営農計画書、特に問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 23 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

この案件は■■■■の担当なんです、■■■■が近いので私の方からご説明いたします。

24 ページの航空写真をご覧ください。赤い印が申請地でございます。夏で別の方との契約が切れまして、紹介があったという事です。

農地法第 3 条の 2 号から 7 号まで、いずれも抵触しないということで問題ないと考えております。 以上です。

皆さん方からご質問等ございますか。

（「ありません。」の声あり）

それでは、整理番号 23 番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 23 番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 24 番・25 番は関連がございますので一括で事務局から説明をお願いします。

事務局（鎌田 勝嘉君）

整理番号 24 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 ■■■■ さん（■■■ 歳）、譲渡人 ■■■■ さん（■■■ 歳）。土地の所在：■■■■、他 2 筆。地目：畑。3 筆の合計面積：■■■ m²。農用地区域内ではありません。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：ジャガイモが 10 月から 3 月、ガジュツが 4 月から 3 月、野菜・たんかんが 1 月から 12 月。事由：規模拡大。権利の移動を受ける者の状況といたしまして、経営面積（所有面積）が ■■■■ m²。経験年数：申請人が 10 年、妻が 7 年。農機具等の保有状況：トラクター・1、刈払機・1、動噴・1、チェーンソー・1。今後の導入予定といたしまして運搬機・1 です。

周辺地域との関係につきましては『支障等は特にないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況といたしまして『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

申請人は親子関係にあります。経験年数・農機具等の保有状況・営農計画書等、特に問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。

整理番号 25 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 ■■■■ さん（■■■ 歳）、譲渡人 ■■■■ さん（■■■ 歳）。土地の所在：■■■■。地目：畑。面積：■■■ m²。農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：ジャガイモが 10 月から 3 月、ガジュツが 4 月から 3 月、野菜・たんかんが 1 月から 12 月。事由：規模拡大。権利の移動を受ける者の状況といたしまして、経営面積（所有面積）が ■■■■ m²。経験年数：申請人が 15 年、妻が 5 年。農機具等の保有状況：トラクター・1、刈払機・1、動噴・1、チェーンソー・1 です。

周辺地域との関係につきましては『支障等は特にないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況といたしまして『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

申請人は親子関係でございます。経験年数・農機具等の保有状況・営農計画書等、特に問題なく、以上から農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 24 番・25 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

7 番（大角 利男君）

事務局からありましたように、譲渡人が父親で譲受人は子です。兄弟です。

24 番の兄の ■■■■ さんは帰ってきて 7・8 年になりますか。農業を手伝って毎日やっております。

25 番の弟の方は ■■■■ に住んでおりますが、休みのたびに手伝いに来ております。

場所は 27 ページの地図をお願いします。■■■■ の横の住宅は譲渡人の自宅です。それから黄色で囲っている ■■■■ がもらう場所は、■■■■ さんの前の自宅の横です。タンカンが植わっています。

その下の 2 筆は畑で、ガゼツや野菜・バレイショを作っております。問題ないと思います。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 24 番・25 番について皆さん方からご意見・ご質問ございますか。
（「ありません。」の声あり）

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 24 番・25 番について許可することにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）

整理番号 24 番・25 番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 26 番・27 番も関連がございますので、一括で説明をお願いします。

事務局（鎌田 勝嘉君）

整理番号 26 番、27 番は関連がございますので一括で説明いたします。

整理番号 26 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：交換。申請人：譲受人 ■■■■ さん（■■■ 歳）、譲渡人 ■■■■ さん（■■■ 歳）。土地の所在：■■■■。地目：田。面積：■■■ m²。農用地区域内ではありません。利用状況：田。営農計画及び耕作期間：果樹が 1 月から 12 月、カライモが 4 月から 6 月。事由：交換。権利の移動を受ける者の状況といたしまして、経営面積：所有面積が ■■■■ m²、貸付地が ■■■■ m²。経験年数：申請人が 50 年、妻が 40 年。農機具等の保有状況：刈払機・1、動噴・1 です。導入予定としまして、耕運機・1 です。

周辺地域との関係につきましては『支障等は特にないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況といたしまして『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

整理番号 27 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：交換。申請人：譲受人 ■■■■ さん（■■■ 歳）、譲渡人 ■■■■ さん（■■■ 歳）。土地の所在：■■■■。地目：畑。面積：■■■ m²。農用地区域内ではありません。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：水稻が 4 月から 7 月。事由：交換。権利の移動を受ける者の状況といたしまして、経営面積：所有面積が ■■■■ m²。経験年数：申請人が 10 年。農機具等の保有状況：刈払機・1 です。

周辺地域との関係につきましては『支障等は特にないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況といたしまして『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

今回の申請は、お互いの所有農地の交換ということでございます。また、■■■ さんの貸付地は農地台帳から適正に管理されていることを確認しております。

以上から農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 26 番・27 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

13 番（岩川 孝行君）

交換という事です。32 ページの地図を開いてください。県道下なんですけども、■■■ さんの農地が 2 筆あるんですが、その間に■■■ さんの土地が ■■■ m²ありますので、そこを■■■ さんがもらって、■■■ さんの土地の下に■■■ さんの土地があるんですが、その間には ■■■ m²の■■■ さんの土地がありますので、そこは■■■ さんがもらうということです。若干面積が違いますが、お互いに了承しているということですので問題は無いと思います。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 26 番・27 番について皆さん方からご意見、ご質問等いかがでしょう。

2 番（牧 潤三君）

■■■ さんの所有地は ■■■ m²ですが、この場合下限面積は考慮しないんですか。

会長（鎌田 秀久君）

交換の場合は、下限面積にかかるということで不許可にすると、作業の効率化をめざして交換するという事が成り立ちませんので、交換の場合には例外がございます。

どちらか一方の経営の効率化に支障がある場合には許可しても良いという規定がございます。

そういうことでご理解ください。

他にございませんか。

17 番（西橋 豊啓君）

■さんの土地に入るのに、道が狭いということで、■さんに相談して譲ってもらったと。それでちょうど■さんの土地の間に■さんの土地があるので交換という話になったそうですので、何ら問題ないと思います。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

他にご質問等ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 26 番・27 番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 26 番・27 番は許可することに決定いたします。

続きまして 38 ページです。議案第 22 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局（鎌田 勝嘉君）

議案第 22 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 8 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 ■さん（■歳）、譲渡人 ■さん（■歳）。土地の所在：■、畑、■㎡。利用状況：畑。農地区分は周辺に 10ha 以上の農地の広がりもないため第 2 種農地・その他の農地と判断いたしました。都市計画区域内。事由：『現在住んでいる住宅が老朽化したため、現在住んでいる土地に新築しようとしたが、取り付け道路の関係で建築許可が難しく、申請地に新築することにした。』ということです。

転用目的及び事業計画：農家住宅が ■㎡、倉庫が ■㎡、その他の転回スペースが ■㎡、所要面積の合計が ■㎡です。

本申請は農家住宅であるため、通常的一般住宅の面積規制の 500 ㎡以内とは異なり農機具を保管するための目的であるため 1,000 ㎡までの申請が認められております。また土地区分も第 2 種農地であり 37 ページの航空写真から分かるように申請地は利用権設定で取得する農地の隣接地に住宅を新築することで農機具等使用についても利便性を持たせることのできる申請であると思われます。また資金計画・事業計画等もしっかりとされていることから、転用はやむを得ないと判断しております。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 8 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

15 番（備 邦雄君）

■さんは■で頑張っている方です。譲渡人は高齢でありますので、■さんに相談をしたそうです。

■さんは今の自宅の場所に新築しようと思っていたら、入口が狭すぎるということで県の建築係から許可されなかったということらしいです。

37 ページの写真で説明しますと、■の前の農地を、あとの利用権設定でまとめて取得する予定でして、その 1 筆に住宅をとということです。

農家として頑張っている方ですので、問題ないと思います。

会長（鎌田 秀久君）	整理番号 8 番について皆さん方からご意見・ご質問いかがでしょう。（「ありません。」の声あり） 整理番号 8 番について申請に同意することにご異議ございませんか。（「はい。」の声あり） 整理番号 8 番は同意することに決定いたします。 続きまして 43 ページ。議案第 23 号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。
事務局（鎌田 勝嘉君）	議案第 23 号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。 整理番号 13 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 []、譲渡人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、他 3 筆。現況地目：畑が 3 筆、山林が 1 筆。4 筆の合計面積： [] m²。2 筆が農用地区域内。作物：樹園地と防風林。移転時期：平成 27 年 9 月 15 日。対価： [] 円。利用権の移転を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：ウコン・水稻。経営面積：所有面積が [] m²、借地が [] m²、合計 [] m²。従事日数：280 日。農機具等の保有状況：トラクター・2、軽トラック・2、3t トラック・1、ウコン乾燥機・4、ロータリー・1、粉碎機・3、保冷库・6、堀取機・1、冷凍庫・1、コンバイン・2、作業倉庫・2 です。 譲受人は大規模な農業経営をされている認定農業者でありますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたしました。 以上です。
会長（鎌田 秀久君）	整理番号 13 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
15 番（備 邦雄君）	先ほどと重複しますが、先ほどの宅地申請地の隣接地に [] m² ほどの農地をまとめて取得するという事で、譲渡人も同じ方です。 特に問題はありません。 以上です。
会長（鎌田 秀久君）	37 ページの写真がわかりやすいと思いますが、全部隣接しておりますので経営基盤に取り入れたものです。 皆さんご承知かと思いますが、今回あげたものの中で 2 筆は農用地区域ですが、1 筆は畑、1 筆は山林で農用地に入っておりません。 基本的に基盤法で扱うのは農用地なんですが、このように離接している場合には基盤法で取り上げられます。しかし農用地でない部分については減税の適用を受けることができません。そのことをご承知ください。 皆さん方からご質問・ご意見ございますか。（「ありません。」の声あり） 整理番号 13 番について計画を認めることにご異議ございませんか。（「はい。」の声あり） 整理番号 13 番は計画を認めることに決定いたします。 続きまして議案第 24 号です。農用地利用配分計画案について事務局から説明をお願いします。
事務局（鎌田 勝嘉君）	議案第 24 号。用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用計画配分案について議決を求めたいと思います。
事務局（川東 卓磨君）	中間管理事業の事務処理規定の中で、農業委員会の定例総会の中で農

事務局（川東 卓磨君）

業経営基盤強化促進法第 18 条に基づき、農業委員会定例総会の決定を添付するというのがございますので、審議をお願いいたします。

会長（鎌田 秀久君）

この中間管理事業というのは、法律施工上は 43 ページの農用地利用集積計画の内容なんですが、中間管理機構に預けるのに私ども農業委員会の議決がいるということです。

私どもが決定をすれば、町長名で公告するという事でございます。

お手元の資料には借受人の名前も記載されておりますが、だれが借りるかわからないのに預けられないというのが地権者のご意見ですので、この持ち主が機構に預けて良いですよ。という申請を決定するという事です。

26 年度から始まっている事業なんですが、屋久島町では初めて上げる事業ですので大変多くございます。

まとまった地域ということで、原と高平。それ以外に麦生や尾之間等、数件ございます。

私の方から順を追って説明をしていきます。

1 番。[] です。57 ページ。黄色く図示しております。[] さんの土地を機構を通じて [] に貸すという案件でございます。この [] さんが機構に預けるのに皆さんの同意が必要だということでございます。

貸付については知事が決定をいたします。今までは農地法の中で知事が許可をするというのは特定のものしかございませんでしたが、農地法の改正で知事が許可をするという新たな制度が組まれております。

知事の決定によって、受手の [] が法律上有効になるというのは 10 月 1 日からの予定です。

それから [] ですが、58 ページです。[] ・ [] という事で、[] の [] から [] よりです。

4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 ・ 8 番は [] の [] さんの所有地で、[] さんが借り受けるという案件です。

31 ・ 32 ・ 33 ・ 34 番は [] の [] さんですが、これは自分の土地を県に預けてさらに自分が借り受けるという計画です。

2 ・ 3 番も [] さんの土地で、借りる方は [] の [] さんです。

12 ・ 13 ・ 14 ・ 15 ・ 16 ・ 17 番は持ち主が [] の [] さんなんですが、12 ・ 13 は [] さんが自分で借りる予定になっております。それ以外は [] さんが借り受ける計画です。

9 番についても [] さんの土地を [] さんが借り受ける予定です。

10 ・ 11 番の持ち主は [] さんなんですが、[] さんが借ります。

9 番と 11 番の間に 2 筆中間管理機構に預けない土地がありますが、ここは [] さん本人名義の土地です。ここについても自分のところを自分で借りるようにしたらどうですかと働きかけをしているんですが、同意が得られていないところです。

24 ・ 25 ・ 26 番は先ほど合意解約されました [] さんから [] への貸付予定です。

18 ・ 19 ・ 20 ・ 21 ・ 22 ・ 23 番は [] さんから [] さんに貸付予定です。

これはこの地域の方々がそれぞれに理解をして合意を得ているところでございまして、この地区の一定割合以上が機構に集積される見込みでございまして、地域にも地域集積協力金ということで申請をして交付を受ける予定になっております。

以上、[] ・ [] です。

次は [] なんですが、本人の議事参与の制限がございまして、機構事業

会長 (鎌田 秀久君)

全体を見たときに関連がございますので皆さん方から意義のあった場合にのみ退席をしていただくということで審議を進めたいと思いますが、その方向でよろしゅうございますか。

(「はい。」の声あり)

それでは 地区、お願いします。

8番 (安藤 清浩君)

54・55・56 ページです。全部で 44 筆あります。

56 ページから説明いたします。場所はポンタン館を過ぎた海手側です。ここに41筆あります。

本人から本人へというところは、81 番の[]から[]へ。それから 82・83・84 番が[]さんから[]さん。45・46・47 番が[]です。67 番の[]さん。78・79・80 番が[]。48 番の[]さん。42 番の[]さん。

なるべくここは同じように中間管理機構へ貸し付けることができればいいんですけども、総面積の半分も超えていない状況です。

あとは[]の下に1筆。[]の下に2筆。合計で44筆となっています。

会長 (鎌田 秀久君)

あとは[REDACTED]ですね。

6番 (岩川 原造君)

は3件です。さんがさんに貸付予定です。

会長 (鎌田 秀久君)

これから担い手には、この事業によって国が積極的に進めていこうということです。このようにしますと、借り手が数人から貸してもらっている場合に、一人一人に賃借料を支払わなくてははいけなかったのが、機構にまとめて支払うだけでいいということです。貸人には機構からそれぞれ振り込まれるわけです。

そういう仕組みですので、多くの方から借りる場合にも手間が省けます。

では、をお願いします。

2番 (牧 潤三君)

59 ページをお願いします。9筆ありますが[REDACTED]君が代表となつて焼酎芋を作りたいということです。

ここは中山間事業で田んぼにしたんですが、畑にしております。隣は田んぼです。

会長 (鎌田 秀久君)

今までは経営基盤法であげていたんですが、後々を考えると農地の利用については有効活用されるのかなという気持ちであります。

この案件について皆さん方からご質問等ございますか。

16 番 (平田 耕作君)

借地料の設定というのはどうなっているんですか。

会長 (鎌田 秀久君)

基本的に、本人が借りる場合には反当 5,000 円くらいです。同じ金額を出して、もらうということです。実際の徴収はしないということです。その他については当事者同士の合意です。3,000 円でもいいと言われても 10,000 円下さいと言われても、お互いに合意すればいいわけです。無償でも物納でも大丈夫です。物納の場合は個人で引き渡しということです。

7番 (大角 利男君)

土地を貸す人には恩恵があって耕作する人には何もないということですね。

会長 (鎌田 秀久君)

そうですね。耕作者個人個人にはございません。ですが先ほど■の担当委員から『まだ半分を満たしていない。』というお話がございましたが、その地域の2割以上を機構事業にのせると27年度の場合は10aあ

会長（鎌田 秀久君）	たり 20,000 円。それが半分を超えますと 10a あたり 28,000 円が地域に入ります。地域というのは受け手と出し手で構成されるんですが、将来を考えると貸し手は不在村になったり複数化したりしますので、話し合いによって農地の受け手で構成すると。出し手は代表者数名で構成をするということも大丈夫のようです。そのお金はその地域の農業進行に寄与するものであれば制限はございません。 今後は麦生の方で積極的にまとめようと頑張ってもらっているところです。 農地の出し手にもメリットがございまして、例えば『全ての農地を機構に貸して農業をリタイアする。』ということであれば、面積に応じて 30 万・50 万・70 万と、一回限り受け取ることができます。あるいは農地を担い手に 10 年以上貸せば、10a あたり 20,000 円の交付を受けるというのもございます。 受け手には残念ながら今のところございません。ですから地域に入りお金というのは基本的に受け手の皆さんで活用できるという形になるかと思えます。
7 番（大角 利男君）	■■■■からは畑総をやって町の事業で助成金をもらって 10 年の契約をして耕作しているところもありますが、合意解約をしたら助成金は返金ですか。
事務局（鎌田 勝嘉君）	そのお金がどこから出たのか調べてみました。国の方から出ていれば 2 重になるわけですから返金になるんですが、これは県でしたので、県は市町村で判断して良いということでした。 もう 7・8 年になっていると思いますので、2 年は中間管理機構にのせないでください。というふうに話を進めていきたいと思っています。 ただ小島と尾之間は『人・農地プラン』ができていけませんので、まずそれを作ってもらって、その中に将来的に耕作しようという方を中心の担い手ということで位置づけしてもらいます。借り手ということですね。それから中間管理事業によって進めていきたいと思っております。
14 番（亀割 義一君）	湯泊は集落営農を進めているんですが、その集落営農グループでも事業を受けられるんですか。
事務局（鎌田 勝嘉君）	法人になれば可能です。グループだと名義が登記ができませんよね。 それと、今回麦生・高平・原から先に進めたのは、まとまった土地が 10ha 以上ある中で取り組んだ場合に協力金が下りるという形ですので、湯泊地区を考えた時に 2 割以上の集積ができるかと言えば、飛び地があるし、果樹園ではなかなか推進は難しいということです。
会長（鎌田 秀久君）	地域全体を見たときに、2 割ってというのはなかなか難しいですので、10ha 以上の団地を組むことができれば、そのエリア内で 2 割ならできそうだとこのところを推進しているところです。 ですからこれから尾之間、小島あたりは 10ha 以上のまとまりがありそうですので、進めていきたいと思っているところです。 また、28 年度、30 年度になりますと金額も下がってきますので早い方がいいということなんですが、『人・農地プラン』との関係もございまして、一気に進められないところでございます。 そのようなところでございます。 この案件の 1 番から 86 番まで 86 筆あることになりますが、機構に預けることを承認いただけますでしょうか。 （「はい。」の声あり） それでは機構の中間管理事業計画を認めることに決定いたします。

会長（鎌田 秀久君）	続きまして 60 ページです。議案第 25 号。農業振興地域整備計画に係る意見書の提出について事務局から説明をお願いします。
事務局（鎌田 勝嘉君）	議案第 25 号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項に基づき意見を求める。 整理番号 5 番。変更区分：農用地区分変更。申請人：[REDACTED] さん（[REDACTED] 歳）。土地の所在：[REDACTED]。地目：畑。面積：[REDACTED] m²のうち [REDACTED] m²。利用状況：休耕地。農用地区域内です。変更理由：『農業用施設を建設するため。』変更目的及び事業計画：倉庫の建築面積が [REDACTED] m²、所要面積が [REDACTED] m²。工事計画：許可有り次第。資金計画：自己資金で [REDACTED]。融資はありません。 本申請は倉庫を建築したいということですが、200 m²以内であれば農業用倉庫を建築するにあたり農業委員会に提出する必要はありません。しかし申請地は農用地区域内農地であるため、農用地につきましては農業用倉庫を建築する際の上限として 90 m²となっているため、農用地となっているところを農業施設農地と区分を変更することで農用地区域内でも 200 m²以内に限って農業用倉庫を建築することができるということでございます。 今回の申請地は先月の総会で取得した農地であります。申請地に農業用倉庫を建築し、効率的な作業を行うための申請でございますのでやむを得ないと思われま。
会長（鎌田 秀久君）	整理番号 5 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
9 番（日高 清明君）	先月の総会で取得した農地に倉庫を建てたいということです。 65 ページの写真ですが、上の方でグレーチングが敷いてありますが、農免道との境です。[REDACTED] の畑を取得したわけですが、耕作するのに農業用倉庫は必要だと思いますので仕方ないと思います。この申請地にはスプリンクラーが設置されておりまして、農免道から舗装されておりますが、この下に配水管が通っております。 62 ページに設置計画書がありますが、この舗装から上がったところに建てたいと希望しているようでございます。 先日の現地調査の時に土地改良区の方にも来ていただいて、本人とも話をし倉庫をもう少し端に移せないかということだったんですが、倉庫を建てること自体には問題ないということでございました。 地元としては仕方ない案件だと思っております。 以上です。
会長（鎌田 秀久君）	担当委員さんからございましたように、スプリンクラーに問題の無いように処理をするというふうに、位置を若干ずらしてという話がなされております。 整理番号 5 番について、皆さん方からご意見・ご質問ございますか。
15 番（備 邦雄君）	建築面積が [REDACTED] m²、所要面積が [REDACTED] m²ですが、何かに使うんですか。
会長（鎌田 秀久君）	予定は聞いておりませんが、[REDACTED] m²は 200 m²を超えない面積という事で出したのではないかと思います。 この舗装部分からすぐのところは傾斜地になっておりますので、そこに倉庫を作るのは無理があるかなという気もしました。 他にご質問等ございませんか。 （「ありません。」の声あり） 整理番号 5 番の用途区分変更についてはやむを得ないという事でよろしゅうございますか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 5 番は計画を認めることに決定いたします。

会長（鎌田 秀久君）	続きまして 66 ページです。議案第 26 号。「有害鳥獣対策関連事業支援のための補助金に関する建議」書の提出について事務局から説明をお願いします。
事務局（鎌田 勝嘉君）	議案第 26 号。「有害鳥獣対策関連事業支援のための補助金等に関する建議」書の提出についてです。 7 月 28 日に行われました熊毛地区農業委員会連絡協議会の中で提案されまして 1 市 3 町の農業委員会の総会に諮って今回提出しようとするものです。 上記の議案を別紙のとおり、農業委員会等に関する法律第 6 条 3 項（屋久島町農業委員会事務局処務規定第 2 条 12 号）の規定により農林水産大臣あてに郡内農業委員会の連名で提出したいと考えております。 有害鳥獣対策ということで、捕獲に係る補助金・防護柵に係る補助金として記載しておりますが、この他にもポンカン・タンカン・バレイショ・原木・水産物に係る海上輸送費の助成を 26 年度から行っておりますが、昨年度は 1/3、また今年度の予算の内示が全て半分になっております。単純に言いますと 1/6 の補助金しか出ません。そのようなことで、他にもたくさんあるんですが今回は捕獲・防護柵に関する助成についての建議ということで提案させていただきました。
会長（鎌田 秀久君）	このような形で建議書を出すという事をご了承いただけますか。（「はい。」の声あり） ありがとうございます。
事務局	【行事予定説明】
会長（鎌田 秀久君）	以上をもちまして、第 1 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11 時 50 分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

8 番 _____

9 番 _____

平成 27 年 8 月 25 日

屋久島町農業委員会会長 鎌 田 秀 久